

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律項及びそ	一 件行及び拠記	〇 平成省令第平成二十二年七月八月第五条に關する告示第二百五十九利付第十号
務後格競債定特あ争争う札価振の以律社一法会十財九利付	臣行争入場る参て札札に以を機用一平、	第ニ号法國庫債券	八月八日示に發行する。	大に競争市め別つ入入。格替適下へ債項律計四政回付
がわ入札特も加、と発よる「争は受替株式等	下競関を振成十三年法和	二十一号法條二律第十二年	昭和三十年）（太郎	各れ札発別の者財同行る「争は受替株式等
國るの行參にご務時一発価に日け本銀もとのい	日本銀行の振替に	三十号法條二律第十二年	利規定に昭和五十七年大藏	債入募「加よと大にと行格付銀もとのい
市札入とい・發応がわう（以争てとし、ののい）	（日本銀行の振替に	四十号法條二律第十二年	行國債基づき、行	別つ定「I（限國る、「札わる。そ規
參てを及非下度債入価価一れ。ののい）	（日本銀行の振替に	六十号法條二律第十二年	の發行、	加、しひ価一額市札格格とるそ規
者財た価格國を場で競競い入	の定。法	第年別三	行	の定。

## 六

口  
イ  
發

特国  
別債  
参市  
加場

入価  
札格  
発競  
行争額

入価・別債行争非者  
札格第参市及入価・別債  
発競Ⅱ加場び札格第参市  
行争額行争非者特国發競I加場

## 五

口  
イ  
方募

入価法入  
札格決  
発競定  
行争の

条特円千国項計七つ定う額  
第別三債のに億いにち面  
一会百に規関六て基、金  
項計八つ定す千はづ財額  
のに十いにる七、き政で  
規関六て基法百額發法五  
定す億はづ律二面行第千  
にる三、き第十金し四四  
基法千額發四万額た条百  
づ律二面行十円で利第八  
き第百金し六、二付一十  
發四八額た条特千国項四  
行十十で利第別九債の億  
し六万三付一會十に規円

込募各当も各  
み限國ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を囲別応ち  
割内參募応  
りに加額募  
當お者を価  
ていご順格  
る。てと次の  
各の割高  
申応りい  
發別にご  
行參よと  
「加るに  
と者發応  
い・行募  
う第へ限  
。」以度  
非下額  
価一を  
格國定  
競債め  
争市る  
入場も  
札特の

十 一	九 八	ハ	口 イ	七	ハ
發	振額最		払		
發行行 価格日	替 単位	低 額 面 金	行 入 債 札 格 第 參 市 發 競 Ⅱ 加 場	争 ・ 別 債 市 發 競 Ⅰ 加 場	非 者 特 國 行 入 債 札 格 第 參 市 發 競 行 入 債 札 格 第 參 市 發 競 Ⅱ 加 場
平成二年七月八日	す 記 。整 数 倍 の記 年 七 月 八 日	五 万 円	六 百 五 十 億 六 億 七 千 二 百 十 六 万 円	五 千 四 百 億 九 十 億 九 百 十 万 万 円	でた 利 付 百 付 五 国 項 計 債 の に 規 関 つ 定 す い に る て 基 法 、 づ 律 額 き 第 面 發 四 金 行 十 額 し 六 額
の記定金録に 額はよに、る によ最振る る低替も額口 の面座と金簿	の規定す に規関 つ定す いにる て基法 、づ律 額き第 面發四 金行十 額し六 額				

の経利入価・別債行争非者特国入価  
払過札格第参市及入価・別債札格  
込利発競Ⅱ加場び札格第参市発競  
み子率行争非者特国發競I加場行争

(一)  
よるがをじ額よに座も係り場非發たにりつにのる  
算合居行金百算い記と所出に住時額分出て載し得  
しは者にへのしは又て税た、又おた二た、は振が  
金前はいだ十金前記替源て  
額記外てし・額記録口泉、  
に(一)国取、三か(一)さ座徵そ  
当の法得当一らのれ簿収の  
該算人す該五當算る中さ利  
非式でる國を該式ものれ子  
居にあ者債乗金にの口るに

(二)年  
額上額  
面の面  
金そ金  
額れ額  
百ぞ百  
円れ円  
に応つ  
き募価  
百円格  
十錢以  
額面金額の総額×1.9  
100×18  
365  
む十式は一  
も号に、募・  
のによ払入九  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
るしに通ント  
期た加知  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

二十九  
 十八  
 七六  
 二十  
 九  
 十  
 十  
 十  
 十  
 十  
 十  
 十  
 四  
 初期利子  
 規下は払し払平定、期た期成額け住す次そが金と二～る所を得税又は外國法に第業業払の十二月にに式月二号支當たに二同じ。おうるしり日いへと、算をて以き支出支。  
 額面金額  $\times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$   
 払者入払元償償  
 返札場利還還  
 期參所金金期  
 日加支額限  
 後第  
 の二  
 利期  
 予以  
 平財日額平るい日毎  
 成務本面成利てを年  
 二十大銀金五子、支六  
 行額十をそ払月  
 五年大臣から百五支の期二  
 七年七月八日円年払日と十  
 月通知を六う以し日  
 八日通知をつ月。前、及  
 を受けた者き二百六十円日  
 た者  
 に期月  
 属に二  
 すお十